

本章では、今後の社会状況の変化や都市計画にかかる施策の運用、基礎調査等による都市構造の技術的評価を踏まえ、都市計画区域マスタープラン等の機動的な見直しを行ううえで、都市計画にかかる専門的な意見を求めるための専門委員会について記載しています。

ction

## 4章 改定検討

### 4-1 福岡県都市計画審議会専門委員会の設置・運用



## 4-1 福岡県都市計画審議会専門委員会の設置・運用

### (1) 専門委員会の設置について

今後の社会経済状況の変化や都市の動向、都市計画法等の法改正への対応や都市計画にかかる施策の運用（Do）と技術的評価（Check）を踏まえ、本運用方針等の点検や大規模集客施設の立地評価を適切に実施することが求められます。

そこで、これらの実施に当たり、専門的見地からの意見を反映させる仕組みとして、都市計画審議会の下に専門委員会（持続可能な都市づくり専門委員会（仮称））を設置し、検討を行います。

### (2) 専門委員会の所掌事項

専門委員会は、次に掲げる事項に関し検討を行います。

○都市計画の運用方針、都市計画区域マスタープランの見直しに関すること。

（市町村による都市計画行政の運用状況を踏まえた県の方針の点検（公共交通軸の追加、変更等）。

○大規模集客施設の立地評価（公共交通軸との接続性の評価を含む。）に関すること。

